

## 議案第22号

### 損害賠償の額の決定及び和解の件

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり決定し、同項第12号の規定に基づき、和解しようとするものであります。

令和3年6月22日提出

芽室町長 手 島 旭

### 損害賠償の額の決定及び和解について

芽室町は、損害賠償の額及び和解について、次のとおり決定する。

#### 1 理由

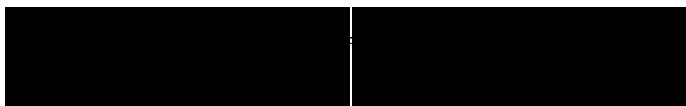
令和3年2月5日午後4時25分頃、町道光勇国見線を南から北にかけて除雪作業中、町道光勇線との交差点前で一時停止をし、右折しようとしたところ、町道光勇線を西から東へ走行していた相手方車両と接触事故を起こし、当該車両を損傷させました。

今回の事故は、現場の道路状況を常に把握し、細心の注意を払いながら除雪作業をするべきでありましたが、安全注意義務に欠けた結果、重大な事故となってしまったことから、町として責任に見合う損害額を賠償し、和解しようとするものであります。

#### 2 損害賠償の額

2, 378, 673円

#### 3 損害賠償の相手方



#### 4 和解の内容

和解により相手方に支払う額は、本件事故による車両修理費及び車両けん引に係る費用である。この損害賠償金の支払いにより、以後の賠償責任は負わないものとする。

位置図



事故発生状況図

